

都単独型一時預かり事業について国基準と同じ無償化を求める意見書

幼児教育保育無償化に伴い、一時保育についても「新2号」認定については月額37,000円、「新3号」認定については月額42,000円まで給付がされる。対象は、保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない市内の3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児である。しかし、町田市内の一時保育事業には、国制度のものと都制度のものが混在している。都単独型一時預かり事業については、幼児教育保育無償化の対象でないため、無償化とならない。同じ市内で、無償化になる施設とそうでない施設があることは混乱を生じさせ、また、通い慣れた一時保育の保育園が無償化の対象とならない場合、保護者と子どもに大きな負担がかかることが想定される。

よって、町田市議会は、東京都に対して、都単独型一時預かり事業についても国の基準と同じ無償化を実施することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。